

【新型コロナウイルス】クイーンズランド州、西オーストラリア州パース都市圏等を感染多発地域に指定（1月31日午後7時55分より）

2021年2月2日  
在ブリスベン総領事館

● 1月31日、クイーンズランド（QLD）州政府は、西オーストラリア（WA）州における新型コロナウイルス感染による外出制限措置開始に伴い、パース都市圏等を感染多発地域（ホットスポット）に指定し、同州からの渡航者に対し以下の制限を行う旨発表しました。

1 1月31日（日）午後7時55分（クイーンズランド（豪州東部標準）時間）以降、WA州のパース都市圏（Metropolitan Perth）、ピール地域（Peel）及び南西部地域（South West region）（州都パースを含む46の地方行政区域（LGA）及びLGAに属さない2つの区域）からQLD州への渡航者は、州政府指定宿泊施設において自己負担による隔離を行わなければならない。

2 既にQLD州に入州している場合であっても、1月25日（月）午前1時（クイーンズランド（標準）時間）以降にWA州の上記のホットスポットへの滞在歴のある者は、COVID-19検査を受け、陰性結果を受け取るまで自己隔離を行う必要がある。

3 QLD州到着前の14日以内にWA州（全域）に滞在歴のある者は、事前に入州許可証の取得が求められる。

Border Declaration Pass 及び申請方法の詳細については、以下の州政府HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/border-pass>

良くある質問（FAQ）を含む本件内容については、以下の州保健省HP（英文のみ）をご覧ください。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/border-restrictions>

最新の州境規制については、以下の州保健省HP上の州首医務監発出州境規制司令第22号（英文のみ）を御覧下さい。

<https://www.health.qld.gov.au/system-governance/legislation/cho-public-health-directions-under-expanded-public-health-act-powers/border-restrictions>

QLD州政府の指定する感染多発地域については、以下の州政府HP（英文のみ）を御覧下さい。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/hotspots-covid-19>

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所:Level [17, 12 Creek Street, Brisbane](#) QLD4000

電話:07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURL から停止手続きをお願いいたします。<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（「たびレジ」良くある質問）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/fq.html>